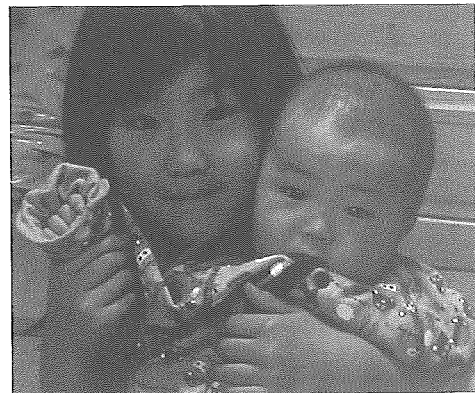


そのとき、裁判官は...!
あり得ない! 証拠のフロッピーを
検察が紛失させ、別の証拠品をねつ造!
本誌既報「鈴木事件」
取材・文◎柳原三佳 (ジャーナリスト)
国賠訴訟開始!
シリーズ 交通裁判



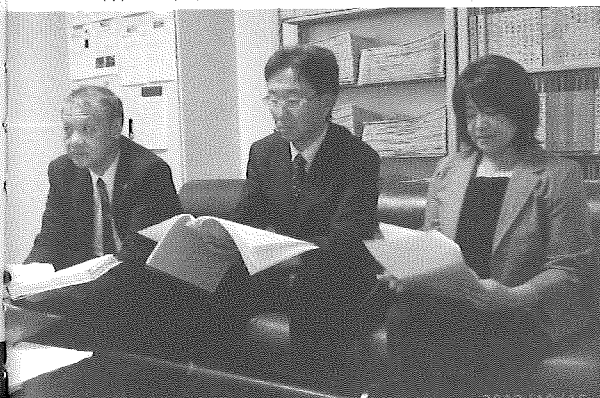
弟を抱く故・鈴木幸子ちゃん

8年前、小学一年生だった長女を交通事故で亡くした東京都の夫婦が、東京都と国を相手取って国家賠償訴訟を提起した。その第一回目の裁判が、東京地方裁判所立川支部 市村弘裁判長で開かれた。死人に口なしの「冤罪」を愛娘になすりつけられ、警察と検察のさまざまな捜査と対応に傷つけられたと憤る原告側。それに対し、明らかに虚偽の抗弁まで行う国側。その姿勢に裁判官がとった異例の対応とは……。

た人々がすでに集まっている。中には飛行機を使い、自宅から8時間もかけて遠く北海道から駆けつけた夫婦の姿もあった。彼らも鈴木夫妻と同様に交通事故で娘を失い、警察や検察のさまざまな捜査に苦しめられてきた経験を持つ遺族だ。
まもなく、3人の裁判官が入廷し、第一回目の弁論手続きが始まった。
まず行われたのは、証拠の提出。原告である鈴木さんの

2012年10月24日。この日は「鈴木事件国賠訴訟」を傍聴するため、東京地裁立川支部を訪れていた。
四〇四号法廷の傍聴席には、鈴木さん夫妻と親族のほか、裁判支援に駆けつけ

弁護士(左)と共に記者会見に応じる鈴木夫妻



判⑤」で取り上げた鈴木事件。このときのタイトルは、『さまざまな警察捜査、デタラメな検察の対応……このまま真実は闇に葬られてしまうのか』というものだったが、事件発生から8年経った今も、遺族は国賠訴訟まで起こして今も闘いを続けている。

起こせる人はほとんどいないのが現実だ。
そんな中、鈴木さん夫妻は阿部事件の遺族とも連絡を取り合いながら、長い時間をかけて悩んだ末に、この事件の問題点を理解してくれる弁護士と出会い、今回の提訴を決めた。警察、検察の対応があまりにずさんであったことは言うまでもないが、本件では(この後に詳しく記すが)、それを裏付ける物的証拠がいくつも見えなかった。

たった青梅署の警察官ら及び上記各検察庁支部の検察官らは、本件被疑事件につき本来なされるべき証拠の収集保全を適切に行わず、根拠のない憶測に基づいて事実関係を把握したうえ、加害者(※実際には被疑者)を不起訴としたものである。そして、その捜査の過程においては、このような事実関係についての偏見と捜査上の怠慢だけではなく、捜査官らが被害者遺族である原告らを見下ろしている。原告らに対し、捜査の内容等について虚偽を述べたり、あるいは原告らを威迫したりなど、被害者としての尊厳を不当に傷つけるような幾多の所為を行った。

(3条1項等に基づき、犯罪捜査の過程において、捜査機関により、その尊厳が尊重され、適切に扱われることの保障を受けうる権利が存する。
本件訴訟は、本件被疑事件の捜査過程において、ことさらに犯罪被害者としての原告らの尊厳を傷つけ、原告らの適切に扱われる権利・利益を著しく侵害する数々の行為を行った捜査官らの責任を問おうとするものである。』

本誌既報の『阿部事件』(2009年6月号)では、死亡した被害者側の信号の色が、青から突然赤に変わったとして、遺族が捜査機関に説明を求めたが、説明のないまま一蹴。現在、被害者の両親は弁護士をつけずに本人訴訟で国賠訴訟を起こしている。しかし、こうしたケースは極めてまれで、国や都道府県を相手に訴訟まで

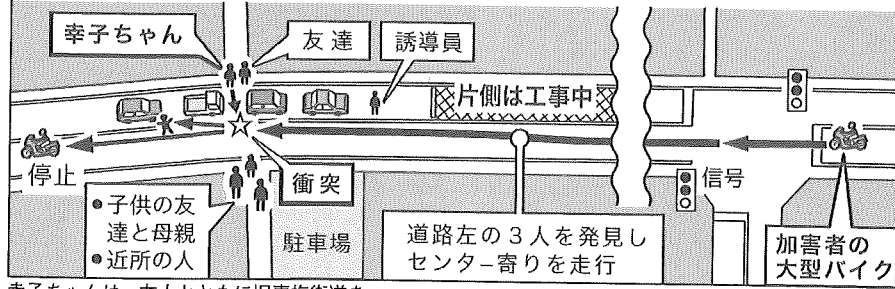
今回の裁判で鈴木夫妻は、被告の国と東京都に、それぞれ160万円ずつ、計640万円の支払いを求めている。しかし、賠償金の請求はあくまでも形式的なものにすぎない。鈴木夫妻がこの裁判で訴えたかったことは、訴状の中に、以下のような厳しい言葉で綴られていた。
『本件被疑事件の捜査にあ

犯罪被害者には、憲法上の人格権(3条)、犯罪被害者等基本法上の「個人の尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」

さらに、訴状の中では検察の「行為」について、以下のよう具体的に記されていた。
『本件における検察官の行為のうち、とりわけ看過できないのは、担当検察官が、原告らにおいて労力をかけ独自の捜査を行った結果の成果物であるビデオテープやフロッピーディスクを紛失している点である。任意に提出した証

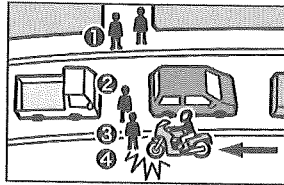
小1 女児死亡事故の現場見取り図

加害者(大型バイク)は、工事中の片側車線を急加速し(推定70~80km/h)、センターライン寄りを行進したため、反対車線から歩いて道路を横断しようとした小学1年生の幸子ちゃんを跳ね飛ばす。その後、バイクは転倒もせず停止。



幸子ちゃんは、友人とともに旧青梅街道を横断しようとしていた。現場交差点付近はこの日、工事区間で片側通行だったため、警備員が誘導を行っていた。まず、友達のBちゃんと母親が誘導に従い横断。幸子ちゃんも続いて横断を開始し、いったんセンターライン付近で止まって道路の状況を確認した。そして少し歩き始めたとき、工事区間にもかかわらずかなりのスピードで加速してきた大型バイクが衝突し、幸子ちゃんの姿は一瞬で目の前から消えたという。

目撃者の証言



- ①幸子ちゃんが歩き出す
- ②一度止まる。近づくバイクとの距離は十分
- ③ゆっくり歩き出す
- ④直後にバイクが急接近して衝突

扱品が犯罪の捜査に役立てられ、みだりに廃棄されないという捜査官との事実上の合意に沿って適正に取り扱われるべきことは、原告の人格権の内容とも言える法律上保護された利益であるとされている(神戸地裁平成15年10月29日判決・判例時報1844号111頁)。

以上の次第で、ビデオテープ等の紛失も含めた上記の検察官らの各行為は、ことさらに原告らの尊厳を傷つけ、捜査において適切に扱われる権利・利益を著しく侵害する行為であるから、被告国は国家賠償責任を負う。」

実は、国賠訴訟の第一回目だったこの日、法廷は書類の交換程度であつさり終わるものだと、傍聴に駆けつけた誰もがそう思っていた。

ところが、書類や証拠の提出が終わると、突然、裁判長

自らが、東京都と国の代理人に対し、具体的な質問を矢継ぎ早に突き付け始めたのだ。それは、裁判終了後、弁護士の口からも「異例」という

幸子ちゃん死亡事件の概要

事故が起こったのは、2004年10月22日午後3時ごろ。

現場は東京都青梅市の旧青梅街道と細い路地が交差する、信号のない小さな交差点だった。幸子ちゃん(当時7歳)は、友だちとともに旧青梅街道を横断しようとしていた。そのとき、工事区間にもかかわらずかなりのスピードで加速してきた大型バイクに衝突され、幸子ちゃんの姿は一瞬で友だちの目の前から消えたのだ。

この日、現場で何が起こり、その後、警察や検察はどのような対応をしたのか……。

コメントが飛び出すほどの出来事だったが、その模様をレポートする前に、まずは本件の概要を振り返ってみよう。

父親の鈴木健二さんが第一回の法廷で行った「意見陳述」から、この事件の概要を振り返ってみよう。

原告・鈴木氏の意見陳述より

10月22日、この日偶然仕事で休みだった私は、娘・幸子の事故の一報を受けて、すぐさま病院に駆けつけました。そこには、酸素吸入を受け、もがき苦しむ娘の姿がありました。内臓破裂、左足骨折、左目と脳に損傷……、医師からは出血性ショックでかなり危険な状態だと告げられました。

た。言葉にならないあの叫び声、今も私の脳裏から片時も離れません。

まもなく、現場に居合わせた娘の友だちの保護者の方が病院に駆けつけてこられたので、事故の状況を聞きました。警察署の町田主任が病院にきました。そして着くなり「事故原因は娘さんの飛び出しです。バイクは回避不可能でした」と言われました。その内容は一緒にいた保護者の方から聞いた説明とは違いましたので、私たちは、「よく調べなおしてください。目撃者の氏名、連絡先を教えてください」と言いましたが、町田主任は何も言わずに立ち去りました。

娘は1時間後には心臓が3回停止。それでも、なんとか蘇生し、午後5時頃から内臓摘出のための緊急手術を受け

ましたが、事故翌日、血で真っ赤に染まった涙を流しながら、亡くなりました。

「このままでは娘の事故は誤ったかたちで処理されてしまう」

そう思った私は、葬儀後、気持ちを奮い立たせて青梅警察署へと向かいました。そして、町田主任と安井担当に、事故現場に居合わせた保護者の方からいただいた「事故状況を記録した手紙」を見せ、事故を目撃した方々の立ち会いの上での現場検置や調査の作成を頼みました。

すると、町田主任から思わぬ返答があったのです。

「子どもの証言は判例で採用されないことになっているから無理だよ」

「保護者のお母さんだって調査は残るものだから嫌がると思うよ」

私はこのとき、この警察は

何かおかしいぞ」と感じたのでした。

別の日にも、子どもと保護者の立ち会いによる現場検証を依頼しましたが、町田主任は大声で「娘さん不利になっちゃうよ!」警察は娘さんが有利になるように、こんなをやっているのに、そんな調書をとると娘さんの過失割合が不利になっちゃうよ!と机を何度も叩きながら私を怒鳴りつけたのです。本当にショックでした。テレビドラマさながらの、まさに容疑者扱いでした。

数日前に娘を失って、空気を吸っているだけでも辛い状態で、逆に私が加害者のように警察で怒鳴られたのです。私は、このような警察官の言動に大きなショックを受けました。

その後、交通捜査課の課長は、バイクのスピード鑑定を

ました。ところが、その通知書の中では、被疑者氏名は加害者の名前ではなく、なんと、娘の父親である私の名前にうり二つの「鈴木健一」となっていたのです。(右ページ下)

瞬間、声をあげ、怒りに震えました。また、翌日には私が検察に提出した証拠品が郵送で返却されてきましたが、フロップीडィスクの色が黒から黄色に変わっていたので、内容



検察から返却されたフロップीडィスクには関係の無い別事件の写真が入っていた

を確認してみると、そこにはまったく別の事件の破損したスクーターやヘルメットの写真(右)が入っていました。私が提出したビデオテープとフロップीडィスクは、検察が紛失してしまっただけです。

このことに関し、後日、検察庁に連絡を入れるも、電話に出た事務官からは訂正や謝罪は一切ありませんでした。

私は「真実を知る手段はもう民事裁判しか残されていない」との思いで、加害者を相手どり民事裁判を起こしました。

裁判では、事故現場に居合わせた方々に「子供の飛び出しではなかった」「警察、検察に誘導され自分の意思に反する証言をさせられた」「実況見分調書の現場見取図に記載された衝突地点やバイクの停止位置は事実とは違う」という証言をしていただきました。

そして、提訴から2年後の2008年1月、東京地裁八王子支部(当時)は、警察や検察の捜査結果を真つ向から否定し、加害者の過失を九割と認定。判決では、警察が作成した実況見分調書の信用性は否定され、娘の飛び出しでは

民事裁判では勝訴判決

ないことが確定しました。

こうした民事判決の内容を受け、検察は再び私たちに「再捜査をします」と明言しました。ところが、またしても見せかけだけの再捜査をして、加害者を再度不起訴としてしまったのです。

その当時、マスコミによる本件の取材が慌ただしくなるのと、担当の深山検事は、私の携帯に異常なほど頻りに電話をかけてきて、「今後検察として鈴木さんに対する対応を変えていく」と、まるで脅しのような言葉を突き付けられました。

私は恐ろしくなるのと同時に検察のおごりのようなものを感じました。



事故現場

行うと約束したのですが、結局その約束は実行されませんでした。しかも、警察は、娘は飛び出していないと言っている目撃者を威圧して、「飛び出し」という筋書に沿うような調書を無理矢理とるなど、とんでもないことをしていたのです。

さらに、私たちの遺族調書が作成されたときにも、交通

検察の対応

検察であれば、警察の組織的な不当捜査を厳しく断じてくれるのであろうと自分に言いかけ、望みを検察に託しましたが、その思いもズタズタに切り裂かれました。

担当した多田副検事は、終始警察擁護にまわり、「警察が不当捜査をするはずがない」「飛び出したと証言をしている第二目撃者は、公務員だから嘘など絶対つかない」「スピー

部長は、非常に横柄な態度で、私たちが話すことを調書にとろうとせず、娘の飛び出しだということに記載しようとはしました。

私は、子どものころから警察に対して絶大な信頼を寄せていました。何かあれば警察は助けてくれるものと信じて

疑っていませんでした。しかし、その思いはとうとう砕け落ちました。

このときの絶望感は大変なものでした。私は、夜も眠れず、精神科に通院するようになってしまい、肉体的、精神的に大変追いつめられていきました。

下鑑定書は非常に精度の高いもので、飛び出しに間違いはない」などと、でたらめな情報を次々と私たちに伝えてきました。

それだけでなく、多田副検事は、娘の飛び出しと加害者の不起訴を了解するかのような文面が記載された調書に署名をするよう、険しい表情で私に迫ってきました。

そして、このように言った

様式第1号
 検察から送られてきた不起訴の通知書。なんと被疑者の名が鈴木さんの名に……

平成17年//月//日

通知書

東京地方検察庁八王子支部
 検察官事務取扱副検事 多田一郎

担当者 初山
 電話 0426-42-7291
 内線 260

のです。

「私は鈴木さんの気持ちがよくわかります。私にも子どもがいます。法律が許すぎりぎりのところまで、私は今後加害者をいたぶり続けます。約束します」

ところが、そんな約束も反故にされ、その後、加害者を不起訴にしたとの通知が届き

消えたフロッピーとビデオと上申書

検察が犯したミスはそれだけではなかった。

フロッピーディスクとともに送られてきた10月31日付の書面(下)も酷いものだった。「ありがとごせいました」という、およそ公文書とは思えない誤字には思わず失笑してしまっただが、さらに深刻なのは、『同封の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書は、同封の写真とともに記録に編綴させてもらいました」という記述だ。

たしかに、鈴木さんはこの年6月、現場見取り図とともに3名の目撃者が書いた「上申書」も提出していた。ところが、検察が「編綴した」という文書の日付は、「上申書」のそれとは合致していなかったのだ。つまり、鈴木さんが提出したフロッピーディスクも上申書も、まっ

たく別の事件のものにすりかわっていたということになる。ここまでくると、ただのミスでは済まされない。

一連の文書を受け取った直

被告側の反論を追及した裁判官

鈴木さん夫妻は、警察・検察によるこうした数々の不法行為に対して国賠訴訟を起こしたわけだが、提訴後、被告側から送られてきた準備書面を見たときには、怒りを通り越し、あきらめにも近い感情が込み上げてきたという。

そこには、鈴木さんの「体験」とはまったく異なる検察や警察側の主張、つまり、鈴木さんからすれば、「虚偽」以外の何物でもないストーリーが書き連ねてあったからだ。

後、鈴木さんは検察庁に抗議をしたが、いまだに訂正文も届かず、検察庁に提出したフロッピーディスクもビデオテープも上申書とともに行方不明のままだという。

ごく一部分だが検察の主張から抜き出してみたいと思う。

ビデオテープもフロッピーも、鈴木さんから提出はなかった?

〈原告健二が、平成17年5月13日の多田検察官による取り調べ(原告らの言う「面談」)の際に、本件被疑事件の事故現場の状況等を撮影したビデオテープを持参したことは不知。原告健二が同取り調べ時に多田検察官に同ビデオテープを提出したことは否認し、その

別事件のフロッピーとともに検察から送られてきた文書の中身もでたらめだった

平成17年8月25日に鈴木さんから郵送していただいた、フロッピーディスクを送りました。
ありがとうございました。
なお、同封の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書は、同封の写真と共に記録に編綴させていただきました。

余は認める。〉

つまり、検察側はビデオテープは受け取っていないと主張してきたのだ。これに対し、鈴木さんはこう反論する。

「私はあの日、自分の母親とともに検察庁に出向き、多田副検事と一緒に、検察庁でV

HSのビデオを再生して見ました。そして、そのビデオをそのまま提出したのです。そのことは母もはっきりと記憶しています。それなのに、国は、ビデオテープを提出したことすら否認するのでしょいか? どこまで嘘をつけば気が済むのでしょうか」

さらに、検察側は、フロッピーディスクについても、準備書面の中でこう主張してきた。

〈甲第30号証の通知文書に記載の「前略、平成17年8月11日の」で始まる文書が本件被疑事件とは無関係の文書であること、本件被疑事件の不起訴記録に同文書が編綴されたこと、本件送付通知書に「平成17年8月25日に鈴木さんから郵送していただいたフロッ

ピーディスクを返送します。〉との記載があること、本件送付通知書に「ありがとごせいました。」との誤記があることとは認め、原告らが平成17年6月27日に多田検察官に対しフロッピーディスクを送付し

さて、ここで話を2012年10月24日、国賠訴訟第一回目の法廷に戻そう。

原告側代理人から提出書類を受け取った市村弘裁判長は、その手続きが終わるやいなや、突然、被告である国と東京都の代理人に対して、次々と厳しい質問を突き付けていったのだ。

「準備書面の8ページには、●さん(目撃者)の存在と、(この目撃者が)供述したことは認めると、書いてありますが、●さんの供述を調書に残さなかつ

たことは否認する。〉

なんと、別の事件のフロッピーディスクを書面付きで鈴木さんに返送しておきながら、フロッピーディスクそのものを鈴木さんから受け取った事実はないと反論してきたのだ。

裁判官による被告側への追及

たのはどうしてなんでしょうね? 警察は子供の証言能力を否定するような言い方をしたのか? どうなのか、もししたのなら、どういう理由で証言能力がないと説明したのですか? 子供さんの証言能力を否定するようでなかったのなら、なぜ本件の場合には、必要がないと考えるに至ったのか、次回以降で結構ですが、そのあたりはどうなんでしょうね、お答えいただけますか」

裁判官から指摘を受けた警察

(東京都)の代理人は、「この件は時効だと考えます」とぼそぼそとした声で答えるのみだ。

次に、裁判長の質問は、国(検察側)にも向けられた。

「フロッピーディスクの問題ですが、国側はフロッピーそのものを送付された事実がないと主張されています。が、多田副検事から鈴木さんに送付されたものを見る限り、いったい被告国側は、原告に何を返したのですかね? そもそも、検察庁で証拠などを預かる場合、文書や記録が残るはずですが、そのあたりはいかがですか?」

裁判官が指摘する通り、鈴木さんに黄色いフロッピーが返送されてきたとき、封筒の中に同封されていた文書には、たしかに「平成17年8月25日に鈴木さんから郵送していただいたフロッピーディスクを返送いたします」と書かれていた。

裁判官による被告側への異例の追及の後、法廷で意見陳述の時間を与えられた鈴木さんは、最後に捜査機関への不信感と遺族としての思いについて、目の前にいる3人の裁判官を見据えながら、切々と訴えた。

「私は、捜査機関を信じ、捜査に協力をしようと思ってきました。しかし、始めから事故の原因は娘の飛び出しだと断定していた捜査機関は、徹底的に飛び出しとは相容れない根拠をつぶそうとしました。

本件の捜査の過程において、私たちは、捜査機関によって再三あしらわれ、ないがしろにされ、脅かされました。

私たちは、遺族の尊厳を著しく傷つける行為に、絶望の淵まで追い込まれました。当時のことは思い出すのも辛いのです

父・鈴木健二氏の意見陳述

が、亡くなった娘に恥じるような生き方はしたくありません。公正な捜査を望む気持は加害者であっても被害者であっても同じです。しかし、犯罪が起こっただけでも遺族は大きな心の傷を負います。

私たち夫婦は、捜査機関から酷い扱いを受け、苦しむ人がいなくなっただけの切なる思いを胸に、新たな人生を踏み出す一歩として、国家賠償請求訴訟の提訴を決意した次第です。

裁判所には、ぜひとも公正なご判断をいただけますように、よろしくお願いいたします。」

嘘に嘘を塗り重ねてき

「犯罪被害者基本法」

(被害者等に対する配慮)

第十条の二 捜査を行うに当たっては、被害者又はその親族(以下この節において「被害者等」という。)の心情を理解し、その人格を尊重しなければならない。

2 捜査を行うに当たっては、被害者等の取調べにふさわしい場所の利用その他の被害者等にできる限り不安又は迷惑を覚えさせないようにするための措置を講じなければならない。

(被害者等に対する通知)

第十条の三 捜査を行うに当たっては、被害者等に対し、刑事手続の概要を説明するとともに、当該事件の捜査の経過その他被害者等の救済又は不安の解消に資すると認められる事項を通知しなければならない。ただし、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利を不当に侵害するおそれのある場合は、この限りでない。

た国(検察)と東京都(警察)は、裁判長の指摘にどう応えるのか。そして裁判所は、交通事故遺族が捜査機関から受けてきた数々の仕打ちを、どのように判断していくのか……。

鈴木事件国賠裁判、次回弁論期日は2013年1月16日(水)午前10時から東京地裁立川支部で開かれる。

「郵送」という文字と日付まで入れておきながら、今になって「フロッピーが郵送されてきた事実もない」と平気で主張する検察庁とは、一体どのような組織なのか。鈴木さんはフロッピーを検察庁に送付する際に、郵便局で配達証明までとっておき、その日に送ったことは間違いない事実なのだ。

裁判長の追及はさらに続いた。

「検察は不起訴になった理由について、遺族に答えられないと言ったそうですが、犯罪被害者基本法10条の2と3を見ると、被害者等に対して捜査の経過を通知するという記載があります。被害者等ということは、遺族も当てると思うのですが、死亡した被害者の両親が聞いているのに、どうして開示できないのか? そのあたり、犯罪被害者基本法10条の2と3を

踏まえた上で次回までに明らかにしてください」

ちなみに、犯罪被害者基本法は、鈴木事件が発生した2004年に臨時国会で成立しており、検察庁のWEBサイトには、次のような一文が掲載されている。

「犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、すべての事件は検察官に送致されます。そして、検察官は、犯人や参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。犯罪によって傷ついた被害者の方に対しては適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています」

さらに、裁判長が言及したの

は、交通事故捜査そもそもあり方だった。

「子供の証言能力について、否定されたのかどうか、そのあたりはいかがですか? なぜ、現場にいた子供たちの証言を取る必要がないと考えたのか、その点についても明らかにしてください。目撃者の●さんが現場にいた幸子ちゃんの友人についての供述をしたのにもかかわらず、調書化しなかったのはなぜでしょうか。なぜ、●さんの証言で作成された図面が存在しないのですか?」

そもそも、死亡事故、ということも踏まえると、実況見分調書が簡素すぎるのでは? もう少し詳細な図面があってもよいと思うのですがね。裁判所としては、各関係者の実況見分が出発点という趣旨で、明らかにするべきだと思ったことなので、次回までに答弁書を提出して、

反論なりの答弁書を提出してください」

私自身、これまで数多くの国賠訴訟を傍聴してきたが、裁判官が被告側に、「追及」といつても過言ではない問いかけをするシーンを目撃するのは今回が初めてだった。

言葉は終始穏やかだが、裁判長から鋭い指摘を受けた被告側の7人の代理人たちは皆、戸惑いの表情を浮かべているように見えた。

鈴木さんの代理人である長尾宣行弁護士は、この日の裁判を報じた新聞記事の中で、こうコメントしていた。

「第一回目の弁論で裁判官がここまで踏み込んだ発言をするのは異例で、実際に踏み込んで解明しようとする姿勢がうかがえました」